



# 令和6年度 わくわく事業補助金

**地域の活動を  
応援します！**

わくわく事業は、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の事業を支援する制度です。「自分たちのまち」を「自分たちの手」で「もっと住みよく魅力あるまち」にするために活動を始めてみませんか。

## 募 集 期 間

**令和5年12月11日（月）～令和6年1月31日（水）**

＜窓口受付時間＞ 午前8時30分～午後5時15分

（期間内の土日祝、12月29日～1月3日は除く）

※募集期間前でも事前相談をお受けします。お気軽にお問合せください。

### 「テーマ設定型」わくわく事業

を本募集では試験的に募集します。

詳しくは、

9、10ページをご確認ください。

**申込み・問合せ先**

**豊田市役所 下山支所 地域振興担当**

電 話：0565-90-2111 F A X：0565-90-3344

E-mail：shimoyama-shisho@city.toyota.aichi.jp

## 1 対象団体（次の要件を全て満たす団体）

- (1) 5人以上で組織された団体
- (2) 活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

## 2 対象事業

交付決定日から翌年の3月31日までに完了する事業で、地域の課題解決又は活性化に資する次のいずれかに該当する事業が対象です。

### <対象事業>

- (1) 保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業
- (2) 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業
- (3) 安全で安心な地域づくりを推進するための事業
- (4) 地域の生活環境の改善、景観づくり又は自然環境保全を図る事業
- (5) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- (6) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (7) 地域づくりに有効な助言又は提案を受けるための事業
- (8) その他個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築するための事業

### <対象外事業>

- (1) 豊田市又は豊田市の外郭団体で実施している他の助成制度の補助を受けている事業
- (2) 趣味的活動を目的とする事業
- (3) 特定の人又は団体の利益を目的とする事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (5) 暴力団関係者を利する事業
- (6) その他市長が適当でないと認めた事業

### 3 補助の内容・補助金額など

#### <対象となる経費>

##### 補助事業の目的を達成するために直接必要な経費

(具体的な補助対象経費は、次ページ「わくわく事業予算科目表」を参照)

#### <対象外の経費>

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費(団体の事務所等を維持するための経費を含む)
- (2) 特定の個人又は団体の受益にとどまる経費
- (3) その他市長が適当でないと認めた経費

#### <補助金限度額>

1 団体への補助金交付額は、**原則として 100 万円を上限**とします。

以下の条件を全て満たしている団体は、特例として100万円を超えた額を申請できます。

- (ア) 申請内容に関する活動が、15年以上継続していること
- (イ) 申請内容に関する活動について、国・県・市等の表彰を受けていること

#### <補助率>

**補助率は、原則90%以内**とします。

※特例として全額補助が認められる場合があります。全額補助対象となりうる事業は「特に公共性・公益性の高い、本来であれば市が行うべき事業」に限られます。

例：道路等公共的な場所にあり、通行の妨げになっている樹木の伐採、草刈りなど

#### <その他>

・事業実施するにあたり、法令上の手続きや認可が必要な場合があります。必ず団体の責任において事前に関係機関に確認し、必要に応じて手続きを行い、法令等に抵触しないようにしてください。

例：公園に看板を設置する場合・・・公園緑地つかう課  
市道の花壇整備を行う場合・・・土木管理課  
文化財指定地の環境整備を行う場合・・・文化財課

・事業を実施する際は、チラシや掲示物等にわくわく事業で実施している旨の表示をしてください。

## <わくわく事業 予算科目表>

科 目	説 明	具体例
報 償 費	講師謝礼、出演料、講師の旅費のみ 【補助金額上限：1人につき1回10万円（旅費は除く）】 (注)会員が講師、出演者の場合は補助対象外 (注)源泉徴収が必要な場合があります。詳細は税務署で確認してください。	
旅 費	公共交通機関を利用する場合 = 実費額 自家用車を使用する場合 = 30円/km（運行距離で算定） (注)事業のための必要性が十分説明できない経費は補助対象外	
消 耗 品 費	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないものなどを購入する経費 備品購入費との区別 単品の購入予定価格が20,000円を超える物品は備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品</li> <li>・肥料</li> <li>・種苗、花</li> </ul>
燃 料 費	工具・器具・備品などの燃料費	
食 糧 費	団体の会員への作業時及び会議時の飲料水・お茶などの経費 (注)それ以外の食糧費は補助対象外（アルコールも補助対象外） 賄材料費との区別 そのまま飲めるものは食糧費とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶、瓶、</li> <li>・ペットボトル</li> <li>の飲み物</li> </ul>
印 刷 製 本 費	パンフレットや写真などの印刷及び製本を依頼するための経費 (注)記念誌などの単価が高額な冊子を作成する場合は補助率9割超の申請はできません (注)イベントにおけるチラシなど無料の配布物は『税込単価 100円/1部 以下』	
修 繕 料 <見積必要>	工具・器具・備品などの本体の(原状復旧を目的とする)修繕、部品の取替えのための経費	
賄 材 料 費	地域全体のイベント開催などで、調理を必要とする野菜、肉などの材料購入に要する経費 (注)団体の会員のみが食事をするための経費は補助対象外 食糧費との区別 そのまま飲食できないものは賄材料費とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果物、野菜</li> <li>・来客用の煎茶、抹茶</li> </ul>
通 信 運 搬 費	郵便料金(切手、ハガキ)などの経費 (注)団体の経常的な活動に要する経費（例えば会の連絡用の郵便など）は補助対象外。ただし、地域に広く募集する講座申込やお助け隊への依頼受付のような事業に必須の電話料金は対象とします。(令和5年度事業から)	
手 数 料	器具の研磨、高木剪定、団体管理の衣装などのクリーニング代、検便などの経費	

科 目	説 明	具体例
筆 耕 翻 訳 料	通訳、翻訳に必要な経費 (注)会員が通訳や翻訳をする場合は補助対象外	
保 険 料	ボランティア保険、レクリエーション保険などの経費 (注)事業に必要な最小限のものに限られます。	
委 託 料 <見積必要>	調査、計画策定、会場設営、システム開発などの経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げのような委託は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に委託が必要な場合に限られます。	
使 用 料	会場使用料(交流館を含む)、バス借上料、有料駐車場料、有料道路料、入場料、重機借上料(オペレーター含む)、機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費	
工 事 請 負 費 <見積必要>	工作物等の設置、移転、撤去の経費 (注)住民の活動・役割がない丸投げの工事は認められません。事業の成果を全うするために、専門的な技術や知識を有する者に工事依頼を行う必要のある場合に限られます。	
原 材 料 費	工事、作業、工作などのために必要な材料・物品を購入するための経費(例 花壇を設置するために必要な間伐材などの購入経費)	・砂、土 ・セメント ・ブロック ・間伐材
備 品 購 入 費 <見積必要>	比較的長期間にわたって使用できる物品の経費 (注)補助率9割超の申請はできません。 自治区関連の市民団体が自治区行事に使用する備品を購入するための経費については、5割以内となります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>消耗品費との区別</b>          単品の購入予定価格が20,000円を超える物は備品       </div>	
負 担 金	活動推進のため行う視察で、訪問先に支払う負担金や研修会等の参加負担金	

### その他の補助対象とならないもの

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 趣味的活動を目的とする事業、特定の人や団体の利益を目的とする事業のための経費</li> <li>② 団体の経常的な活動に要する経費(団体の事務所等を維持するための経費を含む)</li> <li>③ 国・県・市等の他の補助金等で賄われている経費</li> <li>④ その他市長が適当でないと認めた経費</li> </ul>
--

### 見積書の添付について

科目	同一業者からの見積合計額 ※1	見積業者必要数
委託料	50万円未満	1者
工事請負費	50万円以上	2者 ※2
修繕料	2万円以上10万円未満	1者
備品購入費	10万円以上	2者 ※2

※1 見積書の「合計金額」…商品の単価ではなく、同じ業者に発注する場合の消費税込み合計金額を指します。

※2 2者の見積書を比較し、安い方の価格で申請します。

## 4 審査

審査は原則、公開審査会にて、補助金交付の適否、補助金額及び付すべき条件について審査します。わくわく事業団体は出席してください。

### <公開審査会>

と き： 令和6年3月1日（金）・2日（土）時間未定

**どちらかの日程でご参加いただきます。（※全申請団体数や各団体の審査希望日を考慮して日程調整を行います。ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。）**

ところ： 下山交流館 2階 多目的ルーム

方 法： 原則、ヒアリングによる審査（審査員との質疑応答）

### ◆ヒアリング審査◆

時 間： 1団体 15～30分程度（質疑応答含む）

内 容： 審査員へ事業内容を簡潔に説明していただいた後、ヒアリングを行います。

審査員： わくわく事業団体から選出された者（各団体1名）と下山支所職員

※ わくわく事業団体が審査に必要な数を満たさない場合は、地域の代表者を加えて審査を行います。

### <評価項目>

#### 1 補助事業評価

##### （1）公共性・公益性（地域貢献性）

次の2点を全て満たすこと

- ・公共性：①一般に開かれた活動であり、参加を希望する人が誰でもいつでも参加することができる活動であるか。②参加するにあたり特別な条件を必要とせず、「参加の機会」や「成果の活用」について誰でもアクセスでき、利用することが可能であること。
- ・公益性：事業の目的が地域住民に広く利益をもたらすものであること（構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的としないもの。）

##### （2）実現性・妥当性

次の3点を全て満たすこと

- ・無理のない事業計画、実施体制が十分に検討されていること
- ・収支計画が適切であり、無理のない計画であること
- ・関係機関や団体等との協議等がされていること、もしくは協議等の予定があること

##### （3）発展性・将来性

次のいずれかを満たすこと

- ・新しい活動展開の可能性があること
- ・団体の活動により、住みよい地域となることが期待できること（次年度以降の可能性）

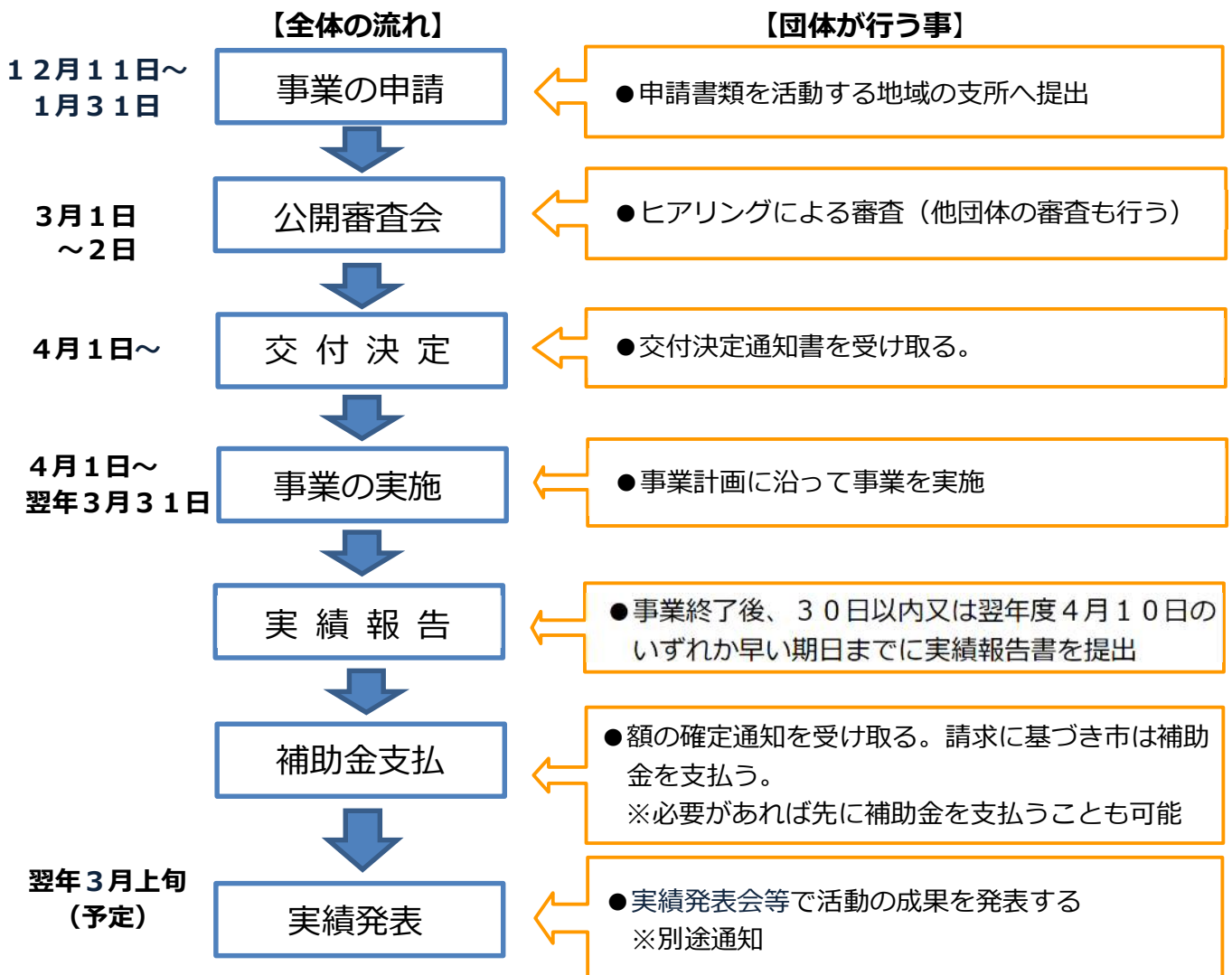
## 2 補助金額適正評価

- ・費用対効果を考慮して、補助金額をどこまで認めるか評価します。
- ・「減額が必要である」と判断した審査員がいる場合は、ヒアリング審査後の協議にて減額等の必要性について確認します。

### <その他>

審査方法、審査時間等の詳細及び団体からの審査員選出等については、申請団体に後日通知します。

## 5 わくわく事業の流れ



## 6 応募方法

以下の必要書類を、募集期間内に豊田市役所下山支所地域振興担当へ提出してください。  
また、あいち電子申請・届出システムでも申請できます。

- (1) わくわく事業補助金交付申請書
- (2) 補助申請事業概要
- (3) 年間活動計画書
- (4) 予算書
- (5) 会員名簿
- (6) 団体の規約・会則（団体で規約や会則を定めている場合のみ提出）
- (7) 見積書（必要な科目のみ。「令和6年度わくわく事業予算科目表」参照）
- (8) その他、申請者が事業内容等を補足する上で必要な資料

対象事業や書類の作成など  
ご不明な点がありましたら、  
ご相談ください!!!

わくわく事業

検索

上記の必要書類のうち(1)~(4)の様式は、下山支所にてお渡しします。また、豊田市ホームページからもダウンロードできます。

([https:// www.city.toyota.aichi.jp/shisei/jichiku/1036902/wakuwakujigyo/index.html](https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/jichiku/1036902/wakuwakujigyo/index.html))

あいち電子申請・届出システムによる交付申請はこちら

([https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=69573](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69573))

二次元バーコードはこちら⇒





## 7 下山支所からのお知らせ

### (1) 支障木伐採等計画書

事業に支障木伐採等の内容が含まれる場合は、  
以下の書類を、豊田市役所下山支所地域振興担当へ提出ください。記載の方法は御相談ください。  
なお、見積書を業者に依頼される場合は、その前に同担当に御一報ください。

#### **支障木伐採等計画書**

内容

- 1 伐採・枝払箇所
- 2 位置図
- 3 現況写真

また、以下のような事業は認められませんので、御承知おきください。

- 1 個人宅の庭木の伐採
- 2 事業者への支障木伐採等委託のみで、住民の活動・役割がない事業

### (2) 「テーマ設定型」わくわく事業について

ア 事業趣旨

「テーマ設定型」わくわく事業は、下山地域会議が検討・提言した地域課題解決策の中から、「事業テーマ」を設定し、わくわく事業として事業実施するものです。  
下山地区わくわく事業募集要項で示された事業テーマに共感した住民が、仲間を募って団体を結成して、交付決定後に事業に取り組みます。

イ 留意事項

- ・事業テーマは、事業の素案を示すものです。必要に応じて加除修正の上、申請をしてください。
- ・「テーマ設定型」わくわく事業においても、通常のわくわく事業と同様に審査会で審査を行いますので、事業採択が保証されるものではありません。
- ・10ページの事業テーマ内の【申請年度の事業内容と期待される効果】に複数の記載がありますが、全てを事業に盛り込む必要はありません。事業にとって重要だと思われる工夫点を列挙しています。

ウ 事業テーマ…本募集においては2件の事業素案を提示します。次ページをご参照ください。

事業テーマ	①下山と都市との交流
事業名	山村体験を通じた下山と都市との交流
事業の目的と具体的な内容	<p>【目的（達成目標）】※最終的に実現したい内容を具体的に記入 都市住民にとって魅力的で参加しやすく、かつ継続的に参加してもらえるような山村体験イベントを企画し、実施する。</p>
	<p>【全体計画】※目的を達成するための中長期的な計画（実施期間の想定） 山村体験をするなら“下山”と誰にも思ってもらえる豊富で気軽なメニューを揃えて、街の人に田舎暮らしの面白さを体験してもらう。 交流を通じて、農林業の楽しさや地域の良さを実感してもらう。 中長期的には、その中から定住を希望する人が出てくることを期待する。</p>
	<p>【申請年度の事業内容と期待される効果】 コンセプト：通年を通じた山村体験を気軽に 1) 都市住民の参加しやすさの工夫。既存の取組（農ライフ創生センター等）と比べ、参加者がより気軽に参加できるよう柔軟に対応 2) 遊休農地や下山地区在住で技術のある人材を活用 3) 継続的活動とするために参加者、指導者、地域に利益をもたらす仕組み作り</p>

事業テーマ	②下山の未来に向けて
事業名	下山地区住民の健康を保つための機会づくり
事業の目的と具体的な内容	<p>【目的（達成目標）】※最終的に実現したい内容を具体的に記入 「幸齢化」社会実現に向け、年齢に関係なく参加しやすく、かつ継続的に参加してもらえるような健康イベントの企画・運営や市内で開催されている既存コンテンツとのマッチング等を実施する。</p>
	<p>【全体計画】※目的を達成するための中長期的な計画（実施期間の想定） 住み慣れた地域の中で健康づくりや市民活動が活発に行われ健康寿命が延伸している。</p>
	<p>【申請年度の事業内容と期待される効果】 1) 下山の実情に沿った参加し易い運動プログラムの企画・運営 2) 高齢期になっても自らの意思で選択し活躍できる場がある 3) 多様な形で地域活動に関わる「関係人口」を増やす仕組みづくり</p>
<p>※注1 「幸齢化」とは、下山地域会議において、「幸せに年を取ること」としています。</p>	